

個別学習支援サービス業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

個別学習支援サービス業務

(2) 業務の目的

GIGAスクール構想の実現に向けて整備している児童生徒一人一台の端末やネットワーク環境を活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された豊かで深い学びを実践していくために必要となる個別学習支援サービスを精華町立小中学校の8校に更新するとともに、その活用に係る教職員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

(3) サービス提供期間等

令和8年9月1日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

精華町立小中学校（小学校5校、中学校3校）及び精華町教育委員会からインターネット経由でサービス利用を可能とすること。

2 業務の範囲

(1) 個別学習支援サービス提供

(2) 個別学習支援サービスの利用に係る教職員研修

(3) セキュリティ対策その他

3 サービス概要

受託者は、サービス利用対象校の既設の一人一台のタブレットコンピュータ及びパソコンから、インターネットを介して事業者のWebサービスに接続し、個々の学習状況・習熟度に応じた学習に活用できるデジタルドリルといった機能を有しているサービス（以下、「個別学習支援サービス」という。）を提供するとともに、それらの活用に係る教職員研修や問合せ対応等、必要なサポート業務を行う。

4 サービス利用環境等

(1) 利用対象

精華町立小中学校（小学校5校、中学校3校）及び精華町教育委員会からインターネット経由でサービス利用を可能とすること。）

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 1,802 | 1,734 | 1,627 | 1,527 | 1,426 |
| 中学校 | 914 | 915 | 866 | 861 | 811 |
| | 7ヵ月分 | 12ヵ月分 | 12ヵ月分 | 12ヵ月分 | 12ヵ月分 |
| 合計 | 2,716 | 2,649 | 2,493 | 2,388 | 2,237 |

※各年度表に示す児童生徒が使用する1人1月での単価見積（ただし、教職員が使用する

ライセンスを含む)

※令和9年度から令和12年度の児童生徒数については、推計数のため、本事業は、単価(1人1月分)で契約し、9年度以降については、その年の5月1日付けの児童生徒数をもとに月払いとする。

(2) 利用環境

ブラウザ上で信頼されたルート証明機関として登録済みのサーバ証明書を利用した暗号化通信が可能であること。利用対象校の教職員及び児童生徒が使用する、すべての教育用タブレットコンピュータ及びパソコンで利用できるものとする。タブレットコンピュータ及びパソコンの利用環境等の詳細は次のとおりとする。

<タブレットコンピュータ>

- ア 基本ソフト：iPadOS 18 以上
- イ ブラウザ：Safari 又はGoogle Chrome
- ウ 利用方式：Web方式が望ましい(サービス利用のショートカットを準備するなどにより利用可能であること)。

<パソコン>

- ア 基本ソフト：Windows11 Pro
- イ ブラウザ：Google Chrome又はMicrosoft Edge
- ウ 利用方式：Web方式が望ましい(サービス利用のショートカットを準備するなどにより利用可能であること)。

5 機能サービス提供要件

機能要件は別紙のとおりとする。

(1) 問合せ対応等

サービス操作方法に係る問い合わせ(電子メールや電話など)は、精華町教職員に対応すること。

(2) その他

- ア 2(1)の個別学習等支援サービスについて、教職員及び児童生徒は、各個人に割り当てられた1つのアカウントを用いてすべてのサービスにログインできること。
- イ アで示すアカウントについて、本町が既に教職員及び児童生徒に配付しているOffice365EducationAIのアカウントを利用できることが望ましい。
- ウ サービス利用者の登録等、サービス利用開始にあたって学校で行う作業は容易かつ、マニュアルが用意されていること。
- エ 年度替わりまたは年度途中の人事異動があった際、簡便な方法で対応が可能であること。

オ 2(1)の個別学習支援サービス及び付属機能については、無償アップデートにより常に最新版が利用可能であること。

カ 2(1)の個別学習支援サービスについて、学校の臨時休業等への対応として、本町の責任で児童生徒が各家庭にある端末及び一般的なブラウザ(Safari, Chrome, Edge)から使用する。(同場合は、動作保証を求めない。)

6 サービスの利用に係る教職員研修

(1) 実施時期

受託者は、研修の実施について各利用対象校と実施場所及び日時の調整を行い、本町の承認を得た上で実施すること。

(2) 実施方法

ア 研修は、授業における学習場面を想定した研修専用の環境を予め準備し、サービス利用の全体の流れを説明すること。説明は、操作方法や主要操作メニューの機能について説明を行うとともに、トラブルシューティングとして注意点の説明を行うこと。

イ 利用対象校の全教職員を対象とし、1時間程度の説明とすること。

(3) 研修資料

ア 研修資料及び提供製品の操作マニュアルは、受託者が全教職員分を準備すること。

イ 研修の実施前までに予め本町に提出し、承認を受けること。

7 セキュリティ対策その他

受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を本町と協議の上で決め、必要十分な対策を行うこと。

(1) サービス

ア アクセスログ記録

受託者は、本町が求めた場合は、アクセスログやその統計情報をまとめて提供すること。

イ 権限管理等

受託者は、サービスを利用する教職員が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の児童生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。

(2) 物理的セキュリティ

ア 定期的な脆弱性診断を実施し、脆弱性を把握し改善する運用を行っていること。

イ WAF・IDS/IPS・マルウェア対策ソフト・ファイヤーウォール等により、多層防御を行っていること。

ウ サービスのメンテナンスを行う際、また個人情報等の機微な情報を取り扱う際

は、専用区画からのアクセスを原則とし、専用区画への入退室管理を徹底すること。入退室に際しては、生体認証や金属探知機等を用い、不正利用を防止する方法が採用されていること。

エ 情報資産の取り扱い

- ① 利用者の個人情報、日本国内に保管すること。
- ② 受託者は、本業務の遂行に当たり本町の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含むものとする。）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。
- ③ 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないように関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。
- ④ 受託者は、本町が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

オ サービス提供事業者がプライバシーマーク、ISO/IEC 27001 の認証を取得していること。

(5) 業務委託に係るリスク管理

ア 受託者は、業務の実施に当たり、本業務に従事する従業員（再委託先等を含む。）若しくはその他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。

イ 受託者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類について本町が求めた場合は提供すること。

ウ 受託者は、不正な変更が発見された場合に、本町と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。

8 サービス上で入力したデータの取り扱いおよび契約終了時の処理

(1) データのバックアップ・復元

受託者はデータの保護に努めるものとする。ただし、利用者の操作ミス等による削除・変更について、受託者はデータ復元の責任を負わない。

(2) データ返却

受託者は、利用期間中および終了後を問わず、利用者データの返却作業（データ出力代行等）は行う必要がない。

必要なデータの保存・移行が必要な場合は、利用期間中に本町または利用者が自らダウンロードして保存するものとする。

ただし、今後、文部科学省等による法令上求められたデータについては、サービス標準機能としてデータのダウンロードできる機能を構築すること。

(3) データの削除

利用者が削除したデータについては、確実に削除されること。

(4) 契約終了後の消去

契約終了時におけるデータの取扱いについては、受託者が利用するクラウドサービス基盤において一般的に採用されているデータ管理および削除の仕組みに基づき、適切に管理・消去又は廃棄されるものとする。当該削除には、運用上必要な保存期間の経過後に、復元が困難となる方法による消去又は廃棄が含まれるものとする。なお、受託者は、契約者から求めがあった場合には、当該クラウドサービス基盤におけるデータ削除および管理の考え方について、合理的な範囲で説明を行うものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務の運用は、個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律及び精華町個人情報保護条例を遵守するとともに、その取り扱いに十分注意すること。また、個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (3) 本業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本町が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者は、本町から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとする。
- (4) その他不明な点がある場合は、本町と事前に協議すること。